

2016(平成28)年度

# 一般社団法人ゼンコロ 事業計画書

(2016年4月1日～2017年3月31日)

## 1. はじめに

ゼンコロは2014年4月から一般社団法人に移行して3年目を迎え、2015年度の2年間で移行時の公益目的財産額は全て公益目的事業に活用したが、引き続き公益目的事業を着実に実施していく。

2014年1月20日に我が国も批准した障害者権利条約に関して、批准後2年目に締約国は条約の各条文に照らし合わせて国内の実施状況をイニシャルレポート(政府報告)、パラレルレポート(非政府組織報告)として国連・障害者権利委員会へ2016年に提出する予定である。しかし、各国からの提出が重なり、障害者権利委員会での審議が立て込んでいることから日本の報告の審議は2019年から2020年になる見込みといわれている。したがって、ゼンコロは引き続き運営委員会の制度政策部会を中心に、政府報告に関する調査研究を継続するとともに、関係団体等と連携して障害者の生活環境の向上に貢献していく。

2013年6月26日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が本年4月1日から施行される。しかしながら報道によると、各省庁が作成しなければならない指針が、省庁によっては遅れているところがあり、民間事業者へ通知していないなど政府の対応は遅れていると聞く(1月9日付東京新聞)。不当な差別的取り扱いは禁止事項で、障害者への合理的配慮に関して行政機関は法的義務を負い、民間事業者は努力義務を負う。その具体的事例が指針として示されなければ、法律はあっても無きに等しい。早急に指針作りとその周知を徹底することを強く望みたい。

障害者総合支援法の3年後の見直しに関して、2016年の通常国会で改正法案が提出される見通しで、厚労省・社会保障審議会障害者部会の審議では利用者負担の拡大を条件付で容認していると見られている。障害者自立支援法の応益負担の廃止、介護保険優先原則の廃止などまとめた基本合意文書を国(厚生労働省)と2010年1月に結び、和解したことで違憲訴訟団は訴訟を取り下げた。その基本合意文書を国が自ら破るようでは障害者の生活、仕事、さらには人権を無視し、差別をすることと同一ではないかと思われ、その改善を強く求めたい。

2016年2月9日、日本障害者協議会(JD)は厚労省大臣宛に障害者虐待防止法改正に伴う要望を出した。2012年10月に法が施行されてから、障害者に対する施設、病院、雇用の場、家庭などで虐待が繰り返されており、さらに虐待を発見し、自治体への通報義務を果たした障害者施設の元職員が、報道関係のインタビューに絡み、名誉棄損で施設から損害賠償を請求されたという。通報者を「不利益取り扱い」をしないという法の趣旨から反し、法そのものを否定するかのような事態になっている。通報義務者に対する法的保護が必要不可欠であり、施行後3年を目途に必要な措置を講ずるところから、今後、障害者虐待防止法の改正が求められている。ゼンコロも本年度「虐待防止研修会」の開催を予定し、施設内の虐待防止に努めてく。

公益目的事業をとおしてゼンコロは、引き続き障害福祉サービス事業に関する各種研修会を開催し、障害福祉の向上に努める。また、働く障害者の技能向上にも配慮し、生き生きとした職場づくりに貢献する。

## **2. 具体的な事業内容**

### **(1) 障害福祉の理解に関する普及啓発事業**

- ・ 障害者施策に関する最新動向の課題について検討・普及の場を設ける。
- ・ 前年度に引き続き、障害者を対象とした交流型技能競技会を開催する。また、2016年度は山形県で全国障害者技能競技大会(アビリンピック)が開催される。障害者の技能向上を図ることを目的に上位入賞者を引き続き褒賞する。
- ・ 2015年度等で実施したゼンコロ研修のうち、評価の高かった外部講師等の講演内容をもとに、今後の支援等の手引きとなるよう出版し、情報を還元する。
- ・ 広報誌を7月、12月に発行する。
- ・ ホームページの更新を適宜実施する。
- ・ ゼンコロ出版の書籍の販売を促進する。

### **(2) 障害者の福祉向上に関する調査研究事業**

- ・ 2015年度の継続課題として、日本障害者協議会での検討後にメールで情報提供と共有、意見交換を行い、政策の調査研究ならびに提言を行なう。
- ・ 国連障害者権利委員会へ提出するパラレルレポートに関する調査研究を、引き続き実施する。
- ・ 障害の多様化に伴い、職業上で重度障害を抱える対象が変遷してきた。利用者特性等と印刷事業とのミスマッチングがあり、精神や発達障害者等の雇用が進まない中で、実際に印刷にマッチングしている成功事例の情報を収集し、成功の根拠となる条件等をアセスメント調査する。その上で、昨今の重度障害者の印刷事業での雇用拡大や雇用管理の可能性を探る。

### **(3) 障害者の雇用・就労支援に関する研究開発及び試行的事業**

- ・ 2015年度に実施した先進事例の調査研究報告を踏まえて、試行的事業の実施を促し、障害者の雇用の場の拡大をすすめる。

### **(4) 障害福祉従事者の専門的知識及び支援技術の向上に関する事業**

- ・ 精神障害者や発達障害者の支援技術に関する2回目の研修会を開催し、課題を具体的に掘り起し、それを基に意見交換を行う。
- ・ 虐待防止研修会を開催し、各法人の取組みに関する状況、マニュアル等のツールにもとづき、意見交換をとおして虐待防止の向上をはかる。
- ・ 生活介護事業の先進事例施設に学ぶ研修会を開催する。プログラムや支援技術、運営などを学び、事業の質的向上をはかる。

### **(5) 障害者の支援を行う施設・事業所の設置及びその運営に関する相談助言事業**

- ・ 2015年度に引き続き、社会福祉法人制度改革の動向に伴い、適宜対応ができるよう関連する情報共有をはかり、事例報告、情報交換の勉強会を実施する。

### **(6) 関係団体・事業者との連携交流に関する事業**

- ・ JDの事業活動へ引き続き関わり、構成メンバーとして支援をしていく。
- ・ 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」(めざす会)による活動に引き続き関わり、完全実現をめざして努力する。
- ・ ワーカビリティ・インターナショナル・ジャパン(WIJ)の活動を引き続き支援するとともに、障害者の就労に関する国際的動向を把握する。
- ・ 海外における障害者施策の動向と現状を把握するため、ワーカビリティ・アジア(WAsia)

の国際会議に参加する。

- ・「きょうされん」と連携し、ともに障害者福祉の向上に努める。

#### (7)公益事業を推進するための環境・衛生事業

- ・古紙回収の請負事業、紙おむつ給付事業を中心とする収益事業を引き続き実施し、その収益は公益事業に充当する。

### 3. 運営に関する事業

- ・総会理事会は6月、11月、3月に開催する。三役会議は適宜開催する。
- ・運営委員会は主体的に開催してゼンコロの基本的な運営課題を検討・立案し、理事会へ提案する。
- ・制度政策部会、事業部会、教育研修部会は計画された研修会等の事業の実施にあたる。

以上